

第2章

介護サービスの基盤整備

第1節 介護サービス基盤の整備

第2節 介護人材対策の推進

第3節 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの設立

第2章 介護サービスの基盤整備

第1節 介護サービス基盤の整備

- 東京都は、介護保険制度の保険者である区市町村が推計した平成23年度までの介護サービス量の見込みを踏まえて、適切なサービス量の確保に努めていきます。
- 医療や介護を必要とする状態になっても、高齢者が住み慣れた自宅や地域で、安心して在宅生活を送れるよう、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、各種サービスを充実させます。
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設について、サービスの質の向上を図るとともに、区市町村と連携し、整備が進んでいない地域での設置促進などにより、地域偏在の緩和・解消と都全体の整備水準の向上を図ります。

1 介護サービス量の見込み

平成21年度から平成23年度までの数値（目標値）は、都内各保険者（区市町村）が、介護保険事業計画策定のために推計した介護給付等対象サービス量又は利用者数の見込みを集計したものです。

サービス種類ごとの見込み量は、現在のサービス利用状況・今後の利用意向・要介護認定者数の見込み・介護予防施策の効果などにに基づき推計しています。

＜介護サービス（在宅）量の見込み＞

- 平成 23 年度の介護サービス（在宅）量は、平成 19 年度と比較した場合に、訪問介護サービスで約 1.10 倍、通所介護サービスで約 1.29 倍、短期入所サービスで約 1.26 倍へと増加することが見込まれます。

	平成 19 年度 A	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 B	対 19 年度比 B/A
居宅介護支援（人/年）	1,911,296	2,042,961	2,117,802	2,186,977	1.14
訪問介護（回/年）	20,722,396	21,494,470	22,180,933	22,715,731	1.10
訪問入浴介護（回/年）	632,620	674,365	697,654	718,916	1.14
訪問看護（回/年）	1,693,523	1,887,417	1,991,178	2,078,295	1.23
訪問リハビリテーション（日/年）	196,582	229,414	241,492	251,911	1.28
通所介護（回/年）	6,087,242	7,019,808	7,446,326	7,841,206	1.29
通所リハビリテーション（回/年）	1,437,584	1,605,780	1,728,034	1,844,313	1.28
居宅療養管理指導（人/年）	456,982	518,284	543,455	572,613	1.25
短期入所サービス計（日/年）	1,823,931	2,051,307	2,171,770	2,289,699	1.26
短期入所生活介護（日/年）	1,483,054	1,674,664	1,775,394	1,873,604	1.26
短期入所療養介護（日/年）	340,877	376,643	396,376	416,095	1.22
福祉用具貸与（千円/年）	15,443,891	17,415,837	18,067,943	18,656,451	1.21
特定福祉用具販売（千円/年）	1,026,004	1,187,394	1,236,276	1,289,014	1.26
住宅改修（千円/年）	2,113,982	2,439,828	2,536,734	2,646,467	1.25

＜地域密着型サービス（在宅）量の見込み＞

- 平成 23 年度の地域密着型サービス（在宅）量は、平成 19 年度と比較した場合に夜間対応型訪問介護で約 6.17 倍へと大幅に増加することが見込まれます。

	平成 19 年度 A	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 B	対 19 年度比 B/A
夜間対応型訪問介護（人/年）	6,146	23,553	30,419	37,918	6.17
認知症対応型通所介護（回/年）	895,851	1,030,380	1,111,057	1,176,259	1.31
小規模多機能型居宅介護（人/年）	3,712	14,979	24,646	33,209	8.95

＜施設・介護専用居住系サービス利用者数の見込み（都合計）＞

○ 施設・介護専用居住系サービスは、平成26年度の高齢者像を念頭に、適切な利用者を見込んでいます。平成23年度の施設・介護専用居住系サービス利用者数は、平成19年度と比較した場合に、介護老人福祉施設で約1.16倍へと増加することが見込まれます。

（単位：人）

	平成19年度 A	平成21年度	平成22年度	平成23年度 B	平成26年度	対19年度比 B/A
施設サービス利用者数	62,105	65,560	67,581	69,915	72,623	-
介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）	34,636	36,833	38,213	40,084	44,692	1.16
介護老人保健施設	18,038	19,769	20,918	22,113	27,931	1.23
介護療養型医療施設	9,431	8,868	8,187	7,156	0	0.76
介護専用居住系サービス利用者数	23,742	30,419	33,885	36,927	41,815	-
認知症対応型共同生活介護	4,912	6,084	7,037	7,883	9,101	1.60
特定施設入居者生活介護（介護専用型） （地域密着型特定施設入居者生活介護を含む）	747	1,459	1,905	2,329	3,029	3.12
特定施設入居者生活介護（混合型） （介護予防特定施設入居者生活介護を含む）	18,083	22,876	24,943	26,715	29,685	-
合計	85,847	95,979	101,466	106,842	114,438	-

＜地域密着型サービス（施設・居住系）利用者数の見込み＞

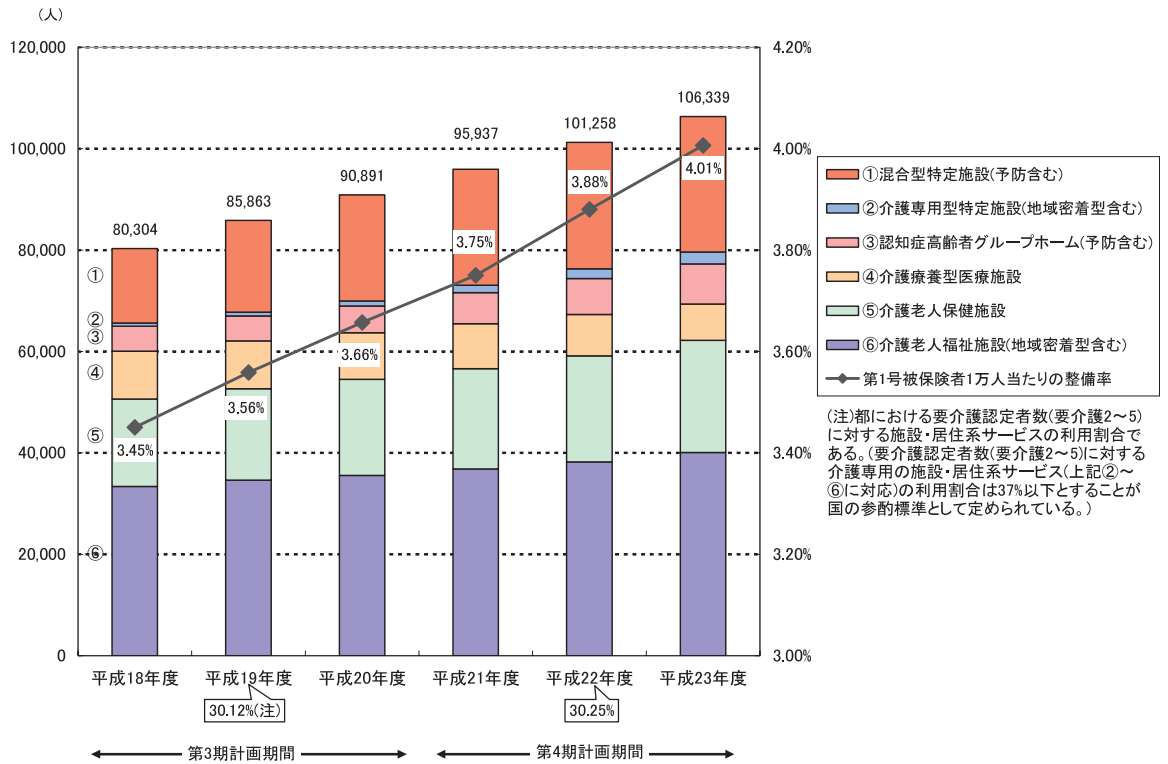
○ 平成23年度の地域密着型サービス（施設・居住系）利用者数は、平成19年度と比較した場合に、認知症対応型共同生活介護で約1.60倍へと増加することが見込まれます。

（単位：人）

	平成19年度 A	平成21年度	平成22年度	平成23年度 B	対19年度比 B/A
地域密着型介護老人福祉施設	20	108	241	513	25.65
認知症対応型共同生活介護	4,912	6,084	7,037	7,883	1.60
地域密着型特定施設入居者生活介護	36	123	160	191	5.31

＜施設・居住系サービス利用者数の実績及び見込み(平成18～23年度)＞

介護専用の施設・居住系サービスは高齢者人口の増加に対応し着実に整備が進みます。混合型特定施設も着実に整備が進む見通しです。



資料：都内各区市町村が第4期介護保険事業計画策定のために推計した見込み値の集計(平成21年2月集計)

2 在宅サービスの充実

(1) 訪問系サービス

【現状と課題】

- 平成12年度に介護保険制度が始まって以降、都内では訪問介護サービスの利用が拡大し、平成12年4月に908か所だった事業所数は、平成18年4月には3,143か所(介護予防サービスを除く。)と3倍に達しました。しかし、その後は減少に転じ、平成20年4月の事業所数は2,758か所となっています。
- 一方、訪問介護事業所の75.2%が「訪問介護員(ホームヘルパー)が不足している」と答えるなど¹、人材の確保・定着が課題となっています。特に、早朝、夜間、休日において、訪問介護員(ホームヘルパー)不足により、サービス提供が困難になっているとの現状が指摘されています。
- また、在宅においても、医療的ケアが必要な要介護高齢者が増加していることから、訪問介護員(ホームヘルパー)が、業務上必要な医療的知識を踏まえた適切なサービスを提供することが求められています。

【施策の方向】

- 訪問介護事業所における人材定着を支援するため、訪問介護員(ホームヘルパー)を管理・指導する役割を担うサービス提供責任者の能力向上を図ります。
- 訪問介護員(ホームヘルパー)などに、業務上必要な医療的知識に関する研修を実施し、適切なサービス提供を促進します。

【主な施策】

・サービス提供責任者支援事業【新規】〔福祉保健局〕

訪問介護事業所のサービス提供責任者向けの研修を実施し、訪問介護員(ホームヘルパー)の定着に向けた取組を支援します。

・介護職員スキルアップ研修事業【新規】〔福祉保健局〕

訪問介護員(ホームヘルパー)や介護施設職員を対象に、業務上必要な医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施することにより、適切な介護サービスの提供を促進します。

¹ 財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

(2) 通所・短期入所系サービス

【現状と課題】

- 通所介護（デイサービス）や通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）は、一定程度、都内に普及していますが、いずれのサービスについても、都における利用水準は全国平均を下回っています（33 ページ）。
- 通所介護で行われている活動プログラムについては、利用者のニーズに合っていない、選択できる仕組みになっていないなどの指摘があります。また、8時間以上の長時間デイサービスを実施している事業所はほとんどありません。
- 短期入所生活介護については予約制であることが多く急な利用希望に対応できない等の課題があります。

【施策の方向】

- 短期入所生活介護については、引き続き特別養護老人ホームへの併設を促進します。
- 創意工夫を凝らした多様かつ個別性のある活動プログラムや長時間のサービスを提供する通所介護を普及するため、区市町村の取組を支援していきます。

(3) 医療系サービス

【現状と課題】

- 医療的ケアが必要な要介護高齢者は増加しています。このため、医療と介護の連携を強化して、利用者の療養生活を支援していく仕組みづくりが重要になります。
- 訪問看護は、在宅で療養する高齢者の在宅生活を支援する役割を担っています。介護保険制度の施行後、都内の訪問看護ステーション数は増加し、平成18年4月時点で579か所に達しましたが、平成18年度以降は若干減少する傾向にあり、平成20年10月時点で534か所となっています。
- 訪問看護ステーションの機能を十分に果たせるよう、運営の安定化を図るとともに、主治医や他の介護サービス事業所とのネットワーク形成などを促進していくことが必要です。

【施策の方向】

- 訪問看護事業所については、運営の安定化に資するよう管理者研修を行うとともに、地域におけるネットワーク形成、多職種連携によるチームケアの実施を支援していきます。

【主な施策】

・訪問看護ステーション支援事業【再掲】〔福祉保健局〕

訪問看護ステーションの安定的運営のために、管理者に対しマネジメント能力の向上を目的とする研修を行うとともに、多職種間の連携の実践事例集を作成し、チームケアの推進・充実を図ります。